

新居浜市・別子山村合併協議会

第 1 回 会 議 録

平成 1 4 年 4 月 2 2 日 (月) 1 0 時

新居浜市庁舎 5 階 大会議室

新居浜市・別子山村合併協議会

第1回新居浜市・別子山村合併協議会会議録						
招集年月日	平成14年4月22日(月)					
招集の場所	新居浜市庁舎 5階大会議室					
開会日時及び宣告	平成14年4月22日 午前10時					
議長	佐々木 龍					
議事録署名委員	山本 健十郎			二ノ宮 定		
出席並びに 欠席委員 出席27名 欠席1名 凡例 出席 × 欠席	委員氏名	出欠等	委員氏名	出欠等		
	会長	佐々木 龍		委員	村上 悦夫	
	副会長	和田 秋廣		委員	世良 賢克	
	委員	片上 孝光		委員	山口 正一	
	委員	飛鷹 榮太郎		委員	近藤 茂光	
	委員	山本 健十郎		委員	水野 豊	
	委員	二ノ宮 定		委員	渡部 綏彦	
	委員	近藤 司		委員	佐々木 義實	×
	委員	和田 一夫		委員	酒井 富美子	
	委員	伊藤 萬木家		委員	青野 正	
	委員	堀田 正忠		委員	福田 正広	
	委員	藤田 統惟		委員	仲村 悦子	
	委員	神野 幸雄		委員	筒井 衛	
	委員	石川 尚志		委員	鈴木 暉三弘	
委員	井上 清美		委員	福本 成臣		
合併協議会事務局	事務局長	神野 師算		事務局員	和田 仲吉	
	事務局次長	石田 敬司		事務局員	石井 公博	
	事務局員	寺村 伸治				
傍聴人	13名					
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

新居浜市・別子山村合併協議会第1回会議次第

日 時：平成14年4月22日（月）午前10時から

場 所：新居浜市庁舎5階大会議室

1 開 会

2 新居浜市長及び別子山村長あいさつ

3 愛媛県西条地方局長あいさつ

4 経過報告

(1) 新居浜市・別子山村合併協議会設置までの経緯について

5 協議書の報告

(1) 新居浜市・別子山村合併協議会規約に関する協議書について

6 委嘱状交付式

7 委員及び事務局職員の紹介

8 議題

(1) 報 告

報告第1号 新居浜市・別子山村合併協議会規約について

報告第2号 新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程について

報告第3号 新居浜市・別子山村合併協議会専門部会設置規程について

報告第4号 新居浜市・別子山村合併協議会事務局規程について

報告第5号 新居浜市・別子山村合併協議会財務規程について

(2) 議 案

議案第1号 新居浜市・別子山村合併協議会会議運営規程について

議案第2号 新居浜市・別子山村合併協議会小委員会設置規程について

議案第3号 新居浜市・別子山村合併協議会委員等の費用弁償に関する規程について

議案第4号 新居浜市・別子山村合併協議会会議の傍聴に関する要綱について

議案第5号 平成14年度新居浜市・別子山村合併協議会予算について

(3) その他

次回会議の開催日時について

9 閉 会

新居浜市・別子山村合併協議会第1回会議録

事務局 合併協議会の会議に先立ちまして、会議の傍聴に関してご相談させていただきたいと存じます。会議の傍聴については、本日の議題で協議することとなっておりますが、報道関係者また一般傍聴人からの傍聴の申し入れがございますため、傍聴について皆様のご了承を得たいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 異議なしという声

事務局 異議なしということでございますので、写真撮影等と録音につきましては、会議次第の委員および事務局職員の紹介までということで、議題に入りましたら録音とか撮影はご遠慮していただくということで進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。しばらく報道関係者が入室しますので、お待ち下さい。

報道関係者等傍聴人入室

事務局 本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第1回新居浜市・別子山村合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議資料に沿って進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

申し遅れましたが私、議事に入りますまでの間、会の進行を努めさせていただきます合併協議会事務局の寺村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、新居浜市長及び別子山村長にご挨拶をいただきたいと思います。

まず、佐々木新居浜市長からよろしくお願いいたします。

新居浜市長 皆様おはようございます。本日は第1回新居浜市・別子山村合併協議会の開会をできることになりました。会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。この両市村の合併につきましては、昨年2月4日別子山村村議会において新居浜市との合併という選択をされ、お申し入れをいただきました。以来、新居浜市におきましては、17校区における市政懇談会で新居浜市民の皆様方にご説明をしております。また、議会におかれましても別子山村村議会との交流、相互訪問によりその機運というものを高めていただいております。そのような経過を経て3月の議会、両議会において

法定合併協議会の設立というご議決をいただきまして、今日の日を迎えることができたわけでございます。これまでの両市村の議員の皆様方、また経済界、住民の皆様方、そしてシミュレーション事業を通じてお世話をいただきました愛媛県ご当局、すべての関係者の皆様に、この場をお借りいたしまして、改めてお礼と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

別子山村との合併につきましては、歴史的、文化的そして人のつながりがあること、そしてこれまで別子山村で整備をされてこられた公共施設、そして豊かな自然環境、そういうものを新居浜市民にとりましても共有することで、両市村にとって本当に素晴らしい合併ができるものという確信を得て、今日に至っております。また、新居浜市民の大多数の皆様方が、その合併について合意をいただいておりますし、議会でも同様の議論や結果をいただいております。そういう意味で、今日の日を迎えられたということは、私にとりましても、感慨無量でございます。特に就任以来、別子山村にお伺いする機会もございましたが、昨年村民運動会にお伺いをいたしまして、多くの村民の皆様の前で、ご挨拶をさせていただいたときに、その村民の皆様方の視線、あるいはほんとうに物音ひとつない中で私の話を聞いていただいたことが、非常に印象的でございます。必ず、この両市村の合併は両市村の住民にとりまして、本当によかったと思えるような合併になるものと信じておりますし、そのようにしていかなければならないという責任を感じております。

合併協議会の委員の皆様方には、これから大変お忙しい中お時間をいただくわけですが、お互いに力をあわせて、有意義な議論と結果を導きたいと考えております。これからの委員の皆様方のご支援ご協力を改めてお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

次に、別子山村長のご挨拶をお願いいたしたいと思っております。和田別子山村長さん、よろしく願いいたします。

別子山村長

皆さんおはようございます。別子山村長の和田でございます。年は結構とっているんですが、若さは皆さんに負けないつもりで頑張っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

ところで別子山村は、明治22年町村制施行以来、昭和22年の自治法ができるまで、村長はすべて住友から、官制の村長でございますが、住友から出てた。そうして、幸か不幸か戦争に負けて新し

い自治法ができた。できたところで、これらによって私ども住民が選ぶ村長ができたわけでございます。たまたまその初代村長は、新居浜の精神病院の理事長さんと縁戚関係のある藤田米次郎さんでございます。この方は、農林省あるいは多方面に渡って行政に非常に詳しい人で、もちろん当時は食糧難の時代でございましたが、まず住民に食料ということで、そういった行政に力を注いでいただきました。それから55年、今日まで私どもを含めて一生懸命住民のためにやってきたわけでございますが、まあまあなんとか他の町村についていけるような実態になったわけでございます。ところが一昨年から、市町村合併が非常に大きく叫ばれるようになってきた。私どもも、宇摩郡の町村組合におるものですから、宇摩郡を真剣に市町村合併を考えるようになった。ところが私たち別子山村は、他の町村とは違って、新居浜市とは深い関係があるわけございまして、そのようなことで一昨年末、住民投票をいたしたわけでございます。89%の回収率によって、新居浜市との合併が若干多かったということもございました。このような中で私ども自らも、将来今後、別子山村がいかにあって、いかにすべきかということを実際に考えまして、きわめて苦しい選択ではありましたが、私どもは新居浜市との合併ということで、2月の臨時議会でも全会一致で、新居浜市との合併を取り決めさせていただいたわけでございます。ただいま市長さんが申されましたように、2月の15日に市長さんのところへ何とか仲間に入れてくださいと、お願いにまいりました。市長さんは、非常に気持ちよくお答えくださいました。そして議会の皆さんも、非常におおらかに気持ちよい姿勢で、私どものことを考えていただきました。そうして昨年の12月6日、市長さん議長さんがお見えになりまして、別子山の合併OK。私も非常にほっとしました。ありがとうございました。以来、今日の会を持てるようになってきたわけでございますが、私方といたしましては、はたして新居浜市さんの足手まといにならないようにやれるかどうかという心配もございしますが、何とか皆さんのお力添えで、やっぱり合併してよかったと、というような形作りを是非ともつくっていただくようお願い申し上げまして、簡単でございますがご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

続きまして愛媛県西条地方局長のご挨拶をいただきたいと存じます。愛媛県西条地方局長 わたなべ やすひこ 渡部 綏彦様お願いいたします。

西条地方局長

本日は、新居浜市・別子山村合併協議会の開催、まことにおめでとうございます。平素、皆様方には、県政の各般に渡り格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて市町村合併につきましては、皆様新聞報道等でご承知のとおり、合併特例法の期限を見据え、合併に向けた具体的な議論が全国各地で高まりを見せており、合併への流れは着実に加速してきております。このような状況の中、新居浜市と別子山村におかれましては、昨年2月の別子山村議会で、新居浜市を合併の相手先とする議決を行ったと、両市村で協議が進められ、このたび4月1日付けで法定の協議会を設置されましたことはまことに喜ばしく、ここにいたるまでご苦勞を重ねられました行政、議会の皆様方に心より敬意を表するしだいでございます。県といたしましては、地方分権時代にふさわしい地域づくりのため、市町村合併は不可欠だとの考えから合併を積極的に推進し、その実現のためにはあらゆる支援を行っていきいであり、今年度から新たに本庁に合併推進室を、また地方局に市町村振興合併推進班長を設置するなど、全庁あげてよりいっそう市町村合併の推進に向けた取り組みを支援することとしております。ご存知のとおり、当地域につきましては、4月1日付けで合併重点支援地域に指定をさせていただきましたので、今後は両市村における合併への取り組み支援はもちろんのこと、新たな街づくりを目的とした道路の整備等、目に見える形での重点的な支援ができるものと考えております。これからの新たな地域づくりをする主役は、新居浜市と別子山村ではございますが、地方局といたしましてもいろんな課題に対応していくにあたって、重要な共演者であり脇役として積極的に応援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。合併に向けた協議が今始まったばかりですが、この合併協議会が初期の目的を達成され、次の世代の人々の夢を乗せた合併へ導きますよう、心よりご期待を申し上げます。簡単ではございますが私の挨拶にかえさせていただきます。本日はまことにおめでとうございます。

事務局

ありがとうございました。

次に、会議次第の4の経過報告についてでございますが、合併協議会設置までの経過についてご報告申し上げます。

説明が長くなりますので、座って説明させていただきます。

それでは会議資料ですが、お手元の資料1ページをお開きください。

新居浜市と別子山村は、別子銅山開抗に端を發し、歴史的・文化的・人的に非常に関係が深く、新居浜のルーツとして、その拠となってきたことは、皆様ご承知のとおりであります。

全国的に合併の気運が高まるなか、昨年2月8日、別子山村議会において、それまで検討されてきた宇摩圏域での枠組みを離れて、合併の相手として本市を選択したとの申し入れが新居浜市になされました。

以後、「市町村合併検討委員会」の設置、「愛媛県西条地方局市町村合併検討協議会新居浜・別子山部会」の開催など、事務レベルで合併に関して種々の検討を行うとともに、昨年、新居浜市内で実施いたしました市政懇談会におきましては、出席者の9割を超える方々から別子山村との合併に賛成の意思表示をいただきました。

また、議会においても相互交流をしていただくなど、前向きな取り組みをしていただく中、新居浜市と別子山村との合併の気運が高まってきました。

今後、当地域の貴重な財産を生かし新たなまちづくりを共に創造し、両市村の合併に向けての協議を更に深めていくため、平成14年3月両議会において合併協議会設置の議案が議決され、平成14年4月1日新居浜市・別子山村合併協議会が設置され、本日の第1回の協議会の開催に至っております。

以上が経過でございます。

続きまして、会議次第の5の協議書の報告に移りまして、規約に関する協議書について報告をさせていただきます。

本来ならば協議会規約からご説明申し上げるところでございますが、会長の選任等の会議の進行上新居浜市・別子山村合併協議会規約に関する協議書からご説明いたします。

お手元にお配りいたしております資料の2ページをお開け下さい。合併協議会の規約では、市長及び村長が協議して定める事項が、会長及び副会長、委員の選任、事務局職員、経費の負担についての4項目でございます。その4項目の協議の結果についてご報告いたします。

まず、会長につきましては、協議の結果、新居浜市長に、副会長につきましては、別子山村長となっております。

次に、学識経験を有する委員につきましては、新居浜工業高等専門学校、校長 みずのゆたか 水野豊様、愛媛県西条地方局長 わたなべ やすひこ 渡部 綏彦様にお願いすることとなっております。

両市村の職員からの委員につきましては、新居浜市 すずき きみひろ 鈴木暉三弘 企画調整部長 別子山村 ふくもと しげとみ 福本成臣経済課長に委嘱することとなっております。

事務局の職員につきましては、新居浜市から3名、別子山村から

2名の計5人体制をとらせていただいております。

次に経費の負担ですが、既に平成14年3月議会で両市村で議決されておりますが、新居浜市が850万円、別子山村が650万円を負担することとなっております。そのうちそれぞれ500万円は国の補助金となっております、実質負担は、新居浜市350万円、別子山村150万円を負担することとなっております。以上でございます。

それでは会議次第の6、委嘱状交付式を行います。

協議会の委員の皆様方、お一人お一人に、委嘱状を会長から交付させていただくのが本来でございますが、時間の都合上、両市村を代表して新居浜市議会議長の山本健十郎様、別子山村議会議長二ノ宮定様にのみや さだむをお願いをいたしたいと思っております。すみませんが、前のほうにお進みください。

会 長

委嘱状、山本健十郎様やまもと けんじゅうろう、新居浜市・別子山村合併協議会委員を委嘱します。平成14年4月1日、新居浜市・別子山村合併協議会会長、佐々木龍。よろしくお願いいたします。

委嘱状、二ノ宮定様にのみや さだむ、新居浜市・別子山村合併協議会委員を委嘱します。平成14年4月1日、新居浜市・別子山村合併協議会会長、佐々木龍。よろしくお願いいたします。

事 務 局

ありがとうございました。席のほうにお戻りください。

その他の委員さんにつきましては、お手元の封筒に同封いたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、委員及び事務局職員の紹介でございますが、時間の関係もございますので、最初にご挨拶をいただいた市長、村長及び愛媛県西条地方局長さん以外の方にお願いいたします。恐れ入りますが、最初に新居浜工業高等専門学校 水野校長先生から右回りに自己紹介をお願いいたします。

協議会委員の自己紹介

事務局職員の自己紹介

事 務 局

ありがとうございました。

それではただいまから議事に入りたいと思っております。本協議会規約第9条第2項によりまして、議長は会長が務めるということになっておりますので、これからの議事進行は佐々木会長にお願いをいた

します。会長よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。座ってさせていただきます。

それでは、早速でございますけれども、会議次第の8 議題 に移らせていただきます。

なお、この協議会は事務局において会議録を作成する予定でございます。議事に移らせていただきます前に会議録の署名委員さんを2名選任させていただけたらと思います。

僭越ではございますが、順番でその都度、選任させていただきますので、今回におきましては、議長の私において指名をさせていただけたらと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なしという声

会 長 ありがとうございます。それでは私の方から指名をさせていただきます。

会議録署名委員さんに、新居浜市 ^{やまもと けんじゅうろう} 山本健十郎委員さん 別子山村 ^{にのみや さだむ} 二ノ宮定委員さんをお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議題の報告事項に移らせていただきます。

報告第1号 新居浜市・別子山村合併協議会規約について、事務局から説明をいただきます。

事 務 局 報告第1号新居浜市・別子山村合併協議会規約についてご報告いたします。お手元の資料の5ページをお開き下さい。

第1条にございますように、当合併協議会は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき設置したものであります。

この設置に当たっては、地方自治法で規約を定めることが義務付けられておりますので、規約を定め、本年3月、新居浜市議会及び別子山村村議会に提案をいたし、それぞれの議会で可決をいただき、その後所定の手続きを済ませたところでございます。

内容につきましては、要点のみの説明とさせていただきます。

まず、第3条でございますが、協議会の任務でございます。

「協議会は、次に掲げる事務を行う」と規定されておまして

第1号といたしましては、合併に関する協議

第2号といたしまして、合併特例法第5条の規定による新市建設

計画の作成でございます。

新市建設計画といいますのは、合併した場合における新市の将来的なビジョン、マスタープラン等に関する計画の作成のことでございます。

次に、第5条の組織についてでございますが、「協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。」ということでございます。

第6条「会長は、両市村の長が協議し、委員となるべき者の中からこれを選任する」ということでございます。

そのほか第8条では協議会の会議に関する事、第9条会議の運営につきましての規定がございます。

また、第10条は小委員会の設置規程でございますが、第2項では小委員会のその組織・運営等については、会長が会議にはかり定めることといたしております。

なお、第15条の監査でございますが「両市村の監査委員各1名に委嘱して行う。」ということで、新居浜市の渡邊易雅^{わたなべ やすまさ}監査委員、別子山村の尾崎昭彦^{おだきあきひこ}監査委員に委嘱いたしております。

以上でございます。

会 長 はい今、報告第1号の規約について概要の説明をさせましたが、報告事項ではございますが、今の説明で何かご質問等がございましたらお受けをいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委 員 なしという声

会 長 はい、特にないようでございますので、報告第1号につきましてはご承認をいただけたものとさせていただきます。

続きまして、

報告第2号 新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程について、

報告第3号 新居浜市・別子山村合併協議会専門部会設置規程について、

報告第4号 新居浜市・別子山村合併協議会事務局規程について、

報告第5号 新居浜市・別子山村合併協議会財務規程について

以上、2号から5号までにつきまして、一括して事務局より説明をします。

事 務 局 それでは、報告第2号から5号まで一括してご説明いたします。

これらの規程は、協議会規約において会長が別に定めるということで4月1日付けで規程を定めたものでございます。

まず、報告第2号 新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程でございますが、お手元に配布いたしております資料の8ページと別添の付属資料2の組織図をご参照ください。

まず、資料2の組織図でございますが、組織図として枠組みと事務の流れについて簡単にご説明申し上げます。

合併協議会、本日の会でございますが、先ほど規約の方でも触れましたように合併に関する協議、それから新市の建設計画の作成をいたします。

その左下に、小委員会と書かれておりますが、特定事項に関する調査・審議をする組織でございます。

合併協議会の右下に幹事会がございまして、協議会の指示により、協議会に提案する事項の協議・調整を行うものであります。

その下に、専門部会がございまして、専門部会につきましては幹事会の指示により事務局を通じまして指示を受け、専門的な協議・調整をする組織でございます。その結果を事務局を通じ、幹事会へ報告いたします。

そこで協議とか調整とか、協議が整ったものを幹事会の方からこの協議会の方へ報告する事務の流れになっております。

事務局につきましては、資料収集とか事務処理ということでこういった組織のお世話をさせていただく所でございます。

それでは具体的に規程の説明をさせていただきますので、8ページの方にお戻りください。

まず幹事会設置規程についてでございますが、合併協議会規約の第13条第2項の規定に基づき幹事会の組織・運営等について定めるものでございます。

幹事は9ページにございますように、両助役及び新居浜市企画調整部長、財務部長 別子山村経済課長、総務課長計6名によって組織し、幹事長には新居浜市助役を、副幹事長には別子山村助役をもって充てることといたしております。

第9条では幹事長は、協議経過及び結果について会長に報告するものといたしております。

次に、11ページでございますが、報告第3号新居浜市・別子山村合併協議会専門部会設置規程についてご説明申し上げます。

専門部会設置規程は、幹事会設置規程第7条の規定に基づき専門部会を設置するに当たり、その組織・運営等について定めるものでございます。

専門部会の所掌事務といたしましては、合併協議会規約第3条に規定する新市建設計画の策定や合併に関し必要な事項について専門

的に協議・調整するものでございます。12ページに掲げておりますように、4つの専門部会を設けることとし、委員は新居浜市の部長、別子山村の担当課長等といたしております。

また専門部会の部会長は第8条の規定により協議の経過及び結果について、事務局を通じまして幹事に報告することといたしております。

次に、14ページに移りますが報告第4号 新居浜市・別子山村合併協議会事務局規程についてご説明いたします。

事務局の所掌事務は、協議会の会議やその資料の作成、広報、協議会の庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項といたしております。

事務局体制といたしましては、先ほどの規約の協議書の方でもご説明いたしましたが事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置くことといたしております。

そのほかに、5条の(決裁) 続きます7条の(専決事項) 第9条に公印の取扱い等の規定を定めております。

次に、19ページをお願いいたします。

報告第5号 新居浜市・別子山村合併協議会財務規程についてご説明をいたします。

まず、第2条でございますが、予算の編成でございます。

「会長は予算を調整し、第1回協議会において議決を得なければならない」というようになっております。

その他、第5条に出納及び現金の保管、第8条に決算等についての規定を定めております。

次に、21ページの別紙資料1及び2についてですが、ここでは、財務規程で別に定めることとなっております協議会の現金預け入れ金融機関や協議会の出納員等について定めたものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 はい今、報告第2号から第5号まで協議会の幹事会・専門部会・事務局並びに財務の規程ということで、駆け足で説明を申し上げましたが、何か、お気付きの点、ご質問等がございましたらご発言をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 なしという声

会 長 はい、ありがとうございました。なければ、ご承認をいただけたものとさせていただきます。

会 長

続きまして、
議案第 1 号 新居浜市・別子山村合併協議会会議運営規程についてを議題といたします。
事務局より、説明をお願いします。

事 務 局

議案第 1 号 新居浜市・別子山村合併協議会会議運営規程についてご説明を申し上げます。

お手元の資料の 2 3 ページをお開きいただきたいと思います。

この会議運営規程は、協議会規約第 9 条第 3 項の規定に基づきまして会議の運営に関し必要な事項を定めようとするもので会長が会議に諮って定めることとされております。

まず第 2 条の会議につきましては原則公開といたしておりますが今後会議を進める中で、いろいろな状況が出てくることが予想されますので、委員の 2 分の 1 以上の賛成があるときは公開しないことができるものといたしております。具体的に申し上げますと、個人のプライバシー等の問題の場合はこれに該当するかと考えられます。

次に、第 3 条ですが、会議のスムーズな進行を図るためには、会長は迅速かつ能率的な運営に努めるものとし、委員は会議の円滑な議事運営に協力しなければならないといたしております。

第 4 条第 2 項に議長の許可を得た後に、発言をお願いするようになってございます。

第 5 条で「全会一致をもって決することを原則とする。ただし意見が分かれた場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する」ことといたしております。

なお、第 5 条第 2 項では、協議会の運営に関する事項につきまして、出席委員の 2 分の 1 以上の賛成を持って決することといたしております。

次に、第 6 条の傍聴に関しましては、議案第 4 号の傍聴に関する要綱でご説明をさせていただきます。

次に、第 7 条の会議録の記録に関する事項でございますが、会議録には開催日・場所・出席委員の氏名・議題及び議事の要旨等につきまして調製をすることといたしております。また、会議録には 2 名の委員が署名するものとさせていただきます。

次に第 8 条は会議録等の公開でございますが、当初は合併協議会の事務局において、また別子山村の準備が整い次第、それぞれの役所で公開をするというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 はい、ただいま議案第1号 新居浜市・別子山村合併協議会会議
運営規程について説明をさせましたが、これにつきまして何かご質
問・ご意見等ございますでしょうか。

委 員 なしという声

会 長 ありがとうございます。ご異議ございませんようですので、議案
第1号につきましては、ご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして

議案第2号 新居浜市・別子山村合併協議会小委員会設置規程に
ついて を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号 新居浜市・別子山村合併協議会小委員会設置規程に
ついてご説明申し上げます。

お手元の資料の26ページをお開きいただきたいと思います。

この小委員会設置規程は、協議会規約第10条第2項の規定に基づ
きまして組織、運営その他要な事項を定めようとするものでござい
ます。

まず第2条の所掌事務につきまして、協議会から付託された事項
について調査及び審議するものとしたしております。

次に、第3条ですが、委員は会長が委員の中から指名することと
なっております。

第4条で小委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織し、
委員長及び副委員長は互選としたしております。

第5条では会議の進め方、第6条では、小委員会の調査及び審議
の経過及び結果について、会長に報告するものとしたしております。

小委員会は今後、協議の内容により、慎重に審議が必要な事項に
つきまして、会長が小委員会に付託して調査及び審議を進める場合
に委員を指名して、小委員会を設置して対応してまいりたい。この
ように考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 はい、ただいま説明いたしました議案第2号 新居浜市・別子山
村合併協議会小委員会設置規程について、何かご質問・ご意見ござ
いますでしょうか。

委 員 なしという声

会 長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、ご承認をいただけたものとさせていただきます。

続きまして

議案第3号 新居浜市・別子山村合併協議会委員等の費用弁償に関する規程について を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号 新居浜市・別子山村合併協議会委員等の費用弁償に関する規程についてご説明いたします。

お手元の資料の28ページをお開きいただきたいと思います。

この委員等の費用弁償に関する規程は、協議会規約第17条第2項の規定に基づきまして委員等の会議等に出席した場合の費用弁償について定めようとするものでございます。

まず第2条の費用弁償の額についてですが、日額2600円を支給しようとするものです。ただし、事前に了承を得ております両市村の長及び助役、学識経験として選任されました西条地方局長さん、高専の校長先生及び両市村の職員の委員につきましては支給しないものといたしております。

また、第2条第2項では委員さんが両市村外に出張した場合に旅費を支給しようとするものです。旅費につきましては委員等全員が対象となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 議案第3号 新居浜市・別子山村合併協議会委員等の費用弁償に関する規程につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

委 員 なしという声

会 長 はい、ありがとうございます。ご異議がございませんようですので、議案第3号については、ご承認をいただけたものとさせていただきます。

続きまして

議案第4号 新居浜市・別子山村合併協議会会議の傍聴に関する要綱について を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号 新居浜市・別子山村合併協議会会議の傍聴に関する要綱についてご説明いたします。

お手元の資料の30ページでございます。

議案 第1号で申し上げました合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づきまして、会議の傍聴に関し必要な事項を定めたものでございます。

まず第2条(傍聴人の定員)でございますが「会議の傍聴人の定員は30人とする。ただし、会場の都合によりこれを制限することができる。」といたしております。

それから第3条(傍聴の手続)ですが「会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない」といたしております。

第4条には傍聴席に入ることができないもの 第5条には傍聴人の守るべき事項について定めております。そのほか細部につきましては会長が別に定めるという規定でございます。

以上でございます。

会 長 はい、議案第4号 傍聴規程についての説明をさせましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

委 員 なしという声

会 長 ありがとうございます。ご異議ございませんようですので、議案第4号 新居浜市・別子山村合併協議会会議の傍聴に関する要綱についてはご承認をいただけたものとさせていただきます。

次に議案第5号 平成14年度新居浜市・別子山村合併協議会予算について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号 平成14年度新居浜市・別子山村合併協議会予算についてご説明いたします。

まず、歳入についてでございますが負担金が1500万円、新居浜市が850万円、別子山村が650万円負担することとなっております。

次に、歳出についてでございますが、協議会の運営費が500万円、その内訳でございますが、

旅費が321万6千円

これは、委員さんの会議への出席の費用弁償や国県との協議やその他研修のための経費でございます。

次に、需用費38万9千円 事務用品等の購入のための経費です。

役務費8万1千円 郵送料や電話代です。

使用料及び賃借料 111万円 パソコンやプリンター等をリースするための経費です。

次に、備品購入費 20万4千円 会議のための録音機や小型マイク等備品購入のための経費でございます。

次に、事業費につきましては、1000万円となっております。その内訳でございますが、

報償費が10万円 これは講師謝金の経費です。

旅費7万7千円 これも講師の旅費でございます。

需用費 425万9千円 これは住民への広報のための印刷代等でございます。

そして委託料556万円4千円 広報配布委託料やホームページ作成委託のため経費となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 はい、ただいま議案第5号新居浜市・別子山村合併協議会予算について説明をさせましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

委 員 なしという声

会 長 ありがとうございます。ご異議がございませんようですので、議案第5号新居浜市・別子山村合併協議会予算につきましては、原案どおりご承認いただけたものとさせていただきます。

次に、次回会議の開催日時についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事 務 局 第2回の協議会は5月13日(月)午前10時から新居浜市庁舎で開催したいと思っております。会議室につきましては会議の案内時にご連絡いたしたいと思っております。

なお、今後の合併に関する協議項目の例を本日、追加資料として資料3としてお配りいたしておりますが、合併の方式や合併の期日以下たくさんの項目がございますが、これらの項目の中から、幹事会等で協議いたしまして、次回協議会で提案して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、準備ができ次第、委員さんに会議資料をお届けいたしたいと考えております。

以上でございます。

会 長 はい、ただいま説明いたさせましたように、次回日程につきましては、5月13日(月)午前10時から新居浜市庁舎内で、会議室の場所につきましては、案内時にご案内をさせていただきたいと思っております。たいへんお忙しい中とは存じますが、よろしくお願いいたします。

したいと思います。

また、合併協定項目の例について資料配付いたしておりますが、この中で、また細分化をされた項目が出てまいります。今後、精力的に協議をして進めて参りたいと思いますのでご協力をよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上で終了でございますが、何かご意見等ございましたら、何でも結構ですので、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

はい、ではございませんようですので、本日の会は以上をもちまして閉会とさせていただきます。皆さん、長時間にわたりまして大変ご苦労様ございました。

今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

新居浜市・別子山村合併協議会会長

会議録署名委員

会議録署名委員